

地域幸福度指標のロジックモデル構築等支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

地域幸福度指標のロジックモデル構築等支援業務

(2) 背景

生駒市では、令和 5 年度に「生駒市スマートシティ構想」を策定し、「デジタル技術やデータを活用し、すべての市民が暮らしやすく、ずっと住み続けられるまち」の実現に向けた取組を進めており、その一環として第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画アクションプランにおける「協創による市民参加型スマートシティを実現するための基盤整備事業」(以下「協創基盤事業」という。)を5か年で実施しているところである。

協創基盤事業では、市民ひとりひとりの幸福度向上に向け、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPE2/3 で必須要件となる、地域における幸福度の指標である地域幸福度指標を活用することにより、これまで市民実感度調査の質問項目では捕捉しきれなかった潜在的なニーズや個人の主観的な課題を定量的に分析し、政策間連携や本市に関わる全ての人や組織との協働の仕組みの構築を目指している。また、市の各種施策と連携しながら、市民参加型合意形成オンラインプラットフォームを活用することで、市民等の対話を促し、既存もしくは新たな市民団体や企業による活動を醸成し、協創的かつ自律的な市民によるプロジェクトを創出することも目指しているところである。

市民の幸福度を中心に据えつつスマートシティ構想を実現するためには、行政だけではなく産官学民が連携しながらプロジェクトを推進していく必要がある。こうした協創的なプロジェクトを通じてスマートシティを実現させていくためには、リビングラボのような市民・事業者・行政が対等な関係性で協創する実験的なプロジェクトを実際に実施し、市民や事業者等のネットワークの構築や推進のために必要な基盤の整備などを通じてスマートシティ構想の実現と基盤整備を進めていくことが求められる。こうした実際のプロジェクトでの実験的な取り組みを通じてスマートシティ実現のために必要な市民参加型合意形成オンラインプラットフォームがどういう位置付けであるべきか、その活用方法、それを活用してのプロジェクトの推進方法、効果測定指標、を協創基盤事業の5か年で見極め、備えていく予定である。

(3) 目的

以上の背景のもと、令和6年度は「生駒市スマートシティ構想」における協創や市民(利用者)中心主義の理念に基づき、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて生駒市独自の地域幸福度指標のロジックモデルを構築することで市の各種施策や市民参加型合意形成オンラインプラットフォームの位置付けの整理を実施し、目指す姿の実現に向けた道筋を明らかにするとともに、本市が地域幸福度指標を全市的に活用していくための指針づくりを行う。さらに、独自指標に基づいたアンケート調査項目の設計を実施することで、来年度以降のアンケート実施で指標に関する市の現状を把握できるよう準備する。併せて、構築した地域幸福度指標のロジックモデルが実効的かどうか、実際の協創プロジェクトの伴走支援等を実施することで一部評価を行い、精度を高めていく予定である。

(4) 業務内容

別紙「地域幸福度指標のロジックモデル構築等支援業務仕様書」のとおり

(5) 業務期間

契約締結日～令和7年(2025年)3月 31 日

2 業務に要する費用(予定価格)

3,499,980 円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者)は、次に掲げる事項をすべて満たす法人その他の団体でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。
- (4) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 公告日前5年以内に、国、地方公共団体又は民間企業等が発注した、地域幸福度指標に関する業務の受託実績があること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年10月22日(火)16時00分まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。

Mail: smartcity@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

- (3) 回答日 令和6年10月25日(金)
- (4) 回答方法 生駒市公式ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2)原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～キは原本1部・副本8部、ク～コは原本1部。なお、本市に令和6年度有効な一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出している者又は令和6年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、下記提出書類の内、ク～コを省略することができる。

「カ参考見積書」について、押印しない場合、会社の「住所」、「会社名」、「代表者名」のほか、「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先(電話番号又はメールアドレス)」を記入すること。

ア 会社概要(様式3)

イ 業務実績調書(様式4)

・業務実績調書に記載した事業の全件について、様子がわかる資料(紙媒体、データ媒体問わず)を各1部提出すること。ただし、事業の様子がわかる URL があれば、それを記載することで提出があったものとみなす。

ウ 実施体制表(様式任意)

・本業務の実施体制図(社内外のバックアップ体制も含む)と本業務の担当者(統括責任者、企画責任者、運営・進行管理責任者など)のプロフィール及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載した名簿

エ 再委託調書(様式5)

再委託する場合のみ

オ 企画提案書(様式任意)

以下「(2)企画提案書の作成方法及び注意事項」に基づき作成すること。

カ 参考見積書(様式任意)

消費税および地方消費税を抜いた金額と、消費税および地方消費税10%を合計した金額が分かるように記載することとし、それぞれの業務の内訳が分かるように項目ごとに記載すること。なお、参考見積書の合計金額が「2. 業務に要する費用(予定価格)」を超えた場合は失格となるので、注意すること

キ 業務スケジュール

ク 商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款

その他規約)

※企画提案書提出時前から3ヶ月以内のものに限る(写し可)。

ケ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(法人:納税証明書その3の3、個人:納税証明書その3の2) ※提案時点で発行から3ヶ月以内のものに限る(写し可)。

コ 誓約書(様式6)

(2) 企画提案書の作成方法及び注意事項

①提案者名を記入しないこと。

②ページ数は、表紙、目次を除き片面20ページ以内で簡潔に記載し、各ページにページ番号を記載すること。

③文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

④用紙の規格はA4判とし、長辺2か箇所をホッチキスで綴じること。ただし、業務スケジュールについては、A3判を認めるが、その際はA4判に合うように折りこみ、2ページとしてカウントする。なお、用紙の向きについては、縦か横のどちらかに統一すること。

⑤モノクロ、カラーは問わない。

⑥複数の企画提案書を提出することはできない。

⑦提出期限以降に企画提案書に明記していない資料の追加や提出済み資料の差し替えは不可とする。

⑧この他、目的を達成するために必要な追加提案も可とする。

(3) 提出期限等

① 提出期限 令和6年11月5日(火)16時まで(必着)

② 提出場所 生駒市役所 デジタルイノベーション推進課(市役所4階48番)

③ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書、企画提案書及び見積書を審査し、総得点が高い上位5者の提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和6年11月7日(木)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査・オンラインによる審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、評価基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格

者なしとすることができるものとする。

実施日：令和6年11月13日(水)予定

説明等：

ア プレゼンテーションの時間は、1者につき20分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、20分以内で審査員のヒアリング時間を設ける。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の範囲内で行うものとし、他の資料の使用は認めない。

エ プレゼンテーションにパソコン等の通信機器が必要な場合は、各自で用意すること。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の日程等を、電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を電子メールにより通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 業務実績 | 10点／120点 |
| (2) 参考見積書 | 10点／120点 |
| (3) 企画提案の内容 | 100点／120点 |

N0	評価項目	評価事項	配点
1	地域特性の現況分析	・提案に際し、本市の状況・課題について、高い理解を有しているか。 ・本市が総合計画で目指す将来都市像や、スマートシティ構想で目指す「協創・市民中心主義」の行動原理に基づいた、誰一人取り残されないデジタル社会を踏まえて、提案がなされているか。	20
2	地域幸福度指標のロジックモデル構築等支援	・地域幸福度指標のロジックモデル構築等支援に関する提案内容が具体的かつ優れた内容となっているか。 ・地域幸福度指標のロジックモデルを構築するプロセスが具体的かつ優れた提案となっているか。	25
3	アンケート調査設計支援	・本市ですでに実施している調査や統計データを踏まえた情報源の整理プロセスになっているか。 ・地域幸福度指標のロジックモデルを実効的に機	10

		能させるためのアンケート調査設計プロセスが提案されているか。	
4	協創プロジェクトの伴走支援等によるロジックモデルの検証	・市民等との試行的な協創プロジェクトの伴走方法について、知見や実績に基づく具体的かつ優れた提案がされているか。 ・生駒市が保有する市民参加型合意形成オンラインプラットフォームについて十分に理解し、その活用方法について具体的かつ優れた提案がされているか。	25
5	企画提案	・本業務の目的及び内容等に関して十分に理解し、業務について意欲を有しているか。 ・生駒市の総合計画やスマートシティ構想に記載の内容と同様の理念や課題感がある他地域での実践に基づいた具体的な提案内容となっているか。	10
6	追加提案	地域幸福度指標を利用したロジックモデルの構築にあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があるか。	10
合計			100

8 日程

公示	令和6年10月15日(火)
質問受付締切	令和6年10月22日(火) 16時00分
質問回答	令和6年10月25日(金)
企画提案書等受付締切	令和6年11月5日(火) 16時00分
第1次審査	令和6年11月7日(木)(予定)
第2次審査	令和6年11月13日(水)(予定)
結果通知	令和6年11月14日(木)(予定)
契約締結	令和6年11月中旬(予定)

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用(予定価格)」を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、生駒市の登録業者である場合は、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所デジタルイノベーション推進課 担当：森田、齊藤

住所：〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8-38

TEL：0743-74-1111(内線 2860)

E-mail: smartcity@city.ikoma.lg.jp